



三重県公報

平成12年12月8日(金)

第1223号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 環境衛生営業指導センターの事務所の所在地変更の届出……………(業務食品課) 1
- 保安林の指定をする予定である旨の通知……………(森林保全課) 2
- 字の区域を変更する旨の届出……………(市町村課) 2
- 土地収用法の規定による事業の認定……………(監理課) 2
- 都市計画公園事業の事業計画の変更……………(まちづくり推進課) 2
- 大仏山公園に係る供用区域の一部変更……………(同) 3

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(選挙管理委員会) 3
- 政治団体の平成11年中の収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 3
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) 5

公 告

- 三重県公営企業の業務状況の公表……………(予算調整課) 6
- 三重県病院事業の業務状況の公表……………(同) 16
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨……………(生活課) 19
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(同) 19
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農業基盤整備課) 19
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) 20
- 土地改良区清算人の就任の届出……………(同) 20
- 公共測量を実施する旨の通知……………(監理課) 20
- 一般競争入札を行う旨……………(港湾課) 21
- 開発行為に関する工事の完了……………(都市計画課) 23
- 換地処分を行った旨の届出……………(まちづくり推進課) 24
- 同件……………(同) 24
- 平成12年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者……………(建築住宅課) 24
- 一般競争入札を行う旨……………(教育委員会) 24

正 誤

- 平成12年12月1日付け三重県公報第1221号……………(政策評価推進課) 26

告 示

三重県告示第595号

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第57条の3第4項の規定に基づき、財団法人三重県環境衛生営業指導センターから、次のとおり事務所の所在地変更の届出がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

変更前 三重県津市丸之内18-15 ちかさかビル4階

変更後 三重県津市広明町345-5 三浴ビル株式会社3階

変更年月日 平成12年12月1日

三重県告示第596号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 保安林予定森林の所在場所

多気郡宮川村大字久豆字奥ヶ谷482の15, 482の16, 字小栢山谷492の1, 493, 494, 497の8, 497の10, 497の13

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、宮川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境部森林保全課及び宮川村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、桑名市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

桑名市大字桑部字篠原に編入する区域

桑名市大字能部字東谷1338の1

三重県告示第598号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 起業者の名称

名張市

2 事業の種類

農業集落排水事業赤目東部地区汚水処理施設新設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県名張市赤目町相楽字澤代地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

名張市役所

三重県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、熊野都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 施行者の名称

熊野市

2 都市計画事業の種類及び名称

熊野都市計画公園事業

6・5・1号山崎運動公園

3 事業施行期間

昭和54年10月26日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

三重県告示第600号

大仏山公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

変更に係る区域の供用開始の期日は、平成12年12月14日とします。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

「次」は、省略し、三重県南勢志摩県民局伊勢建設部において一般の縦覧に供します。

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。

平成12年12月8日

三重県選挙管理委員会委員長 田中 克己

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党三重県桑名市第一支部	山本 勝	森 政治	桑名市大福東389	政党
自由民主党三重県伊勢市第一支部	中川 正美	仲 林 学	伊勢市船江3-11-6	政党
大塚重和後援会	大塚重和	樋口 公	三重郡菟野町大字福村319-1	
J A M 三重政治連盟	中居 信明	樋口 貴教	津市江戸橋1-92-15	
田中正春後援会	森川 春美	佐藤 政秋	三重郡菟野町永井540	
村田和美はげます会	千原 耕司	向井 茂樹	多気郡大台町菅合189	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党鳥ヶ原村支部	会計責任者	山出 治男	丸山 統正	政党
民主党三重県総支部連合会	代表者	中川 正春	岡田 克也	政党
こやま	主たる事務所の所在地	津市柳山津興386-30	津市安東町402-1	
林やすもと後援会	代表者	林 靖基	渡辺 正	
林やすもと後援会	会計責任者	林 靖基	林 太郎	
森岡隆次後援会	代表者	田山 敏郎	藤田 いつみ	

三重県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による政治団体の平成11年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成12年12月8日

三重県選挙管理委員会委員長 田中 克己

自由民主党員弁町支部

報告年月日

平成12年11月2日

1 収入総額

25,935円

前年繰越額	24,717円
本年収入額	1,218円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	25,935円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	1,200円
	1人
その他の収入	18円
1件10万円未満のもの	18円

アクション21の会

報告年月日 平成12年10月30日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

太田嘉明後援会

報告年月日 平成12年11月1日

1 収入総額	24,234円
前年繰越額	24,234円
本年収入額	0円
2 支出総額	7,182円
3 翌年への繰越額	17,052円
4 支出の内訳	
政治活動費	7,182円
機関紙誌の発行その他の事業費	7,182円
宣伝事業費	7,182円

北大社水谷としお後援会

報告年月日 平成12年10月3日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

豊田千春後援会

報告年月日 平成12年11月1日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

萩野虔一後援会

報告年月日 平成12年10月24日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

ヒューマン三重の会金森正後援会

報告年月日 平成12年10月18日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成12年12月8日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

柴田格会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柴田 格
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員
 報告年月日 平成12年10月6日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

柴田格後援会

報告年月日 平成12年10月6日

1 収入総額	62,744円
前年繰越額	62,744円
本年収入額	0円
2 支出総額	62,744円
3 差引額	0円
4 支出の内訳	
経常経費	11,800円
備品・消耗品費	11,800円
政治活動費	50,944円
その他の経費	50,944円

隆武夫後援会

報告年月日 平成12年10月10日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

三重県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありました。

平成12年12月8日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
加藤 栄	市長	正栄会	鈴鹿市磯山1-5-26	加藤 栄

公 告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成12年4月1日から平成12年9月30日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

水道事業

1 事業の概況

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）は、津市、久居市、一志郡一志町、一志郡白山町、一志郡嬉野町及び一志郡三雲町に対し、1日最大給水量8万1,416立方メートルを給水しています。

また、北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）は、平成10年度から津市、久居市、安芸郡河芸町、安芸郡芸濃町、安芸郡美里村、安芸郡安濃町、一志郡一志町、一志郡白山町、一志郡嬉野町及び一志郡三雲町に対し、1日最大給水量5万8,800立方メートルを給水しています。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、桑名郡木曾岬町、三重郡楠町、三重郡朝日町及び三重郡川越町に対し、1日最大給水量8万300立方メートルを給水しています。

また、北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）は四日市市、鈴鹿市及び三重郡菟野町に対し、1日最大給水量5万1,000立方メートルを給水しています。

南勢志摩水道用水供給事業（南勢系）は、伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南郡飯南町、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡勢和村、度会郡玉城町、度会郡二見町、度会郡小俣町及び度会郡度会町に対し、1日最大給水量12万8,150立方メートルを給水しています。

また、南勢志摩水道用水供給事業（志摩系）は、志摩郡阿児町、志摩郡磯部町、志摩郡大王町、志摩郡浜島町及び志摩郡志摩町に対し、1日最大給水量4万1,000立方メートルを給水しています。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

平成11年度決算の状況は、平成11年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成12年4月1日から

平成13年9月30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	4,174,872,292	営業収益	6,088,618,112
原水及び浄水費	1,399,452,680	給水収益	6,087,664,112
配水費	234,936,203	その他営業収益	954,000
業務費	352,320,323		
総係費	210,993,086		
減価償却費	1,939,961,500		
資産減耗費	37,208,500		
営業外費用	2,414,785,276	営業外収益	609,352,805
支払利息及び 企業債取扱諸費	2,414,777,620	受取利息	15,568,922
雑支出	7,656	他会計補助金	592,433,000
当期費用合計	6,589,657,568	雑収益	1,350,883
当期純利益	108,313,349		
合 計	6,697,970,917	合 計	6,697,970,917

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

平成12年9月30日現在

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	181,049,409,834	固 定 負 債	33,316,658,503
有 形 固 定 資 産	112,106,413,991	引 当 金	2,153,462,624
無 形 固 定 資 産	66,282,995,843	そ の 他 固 定 負 債	31,163,195,879
投 資	2,660,000,000	流 動 負 債	931,410,453
流 動 資 産	7,000,123,358	未 払 費 用	17,710,048
現 金 預 金	5,622,331,845	そ の 他 流 動 負 債	913,700,405
未 収 金	1,081,146,038	負 債 合 計	34,248,068,956
貯 蔵 品	152,830,721	資 本 金	109,490,385,985
前 払 金	1,429,387	自 己 資 本 金	38,007,188,000
そ の 他 流 動 資 産	142,385,367	借 入 資 本 金	71,483,197,985
		剰 余 金	44,311,078,251
		資 本 剰 余 金	43,630,521,233
		利 益 剰 余 金	680,557,018
		(うち当期純利益)	(108,313,349)
		資 本 合 計	153,801,464,236
資 産 合 計	188,049,533,192	負 債 資 本 合 計	188,049,533,192

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 23,719,956,131円

別表 3

平成11年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	14,028,744,000	14,089,355,083	60,611,083	
第1項 営業収益	12,765,897,000	12,828,283,430	62,386,430	(うち仮受消費税及び地方消費税 610,635,028円)
第2項 営業外収益	1,261,026,000	1,261,071,653	45,653	(" 36,969円)
第3項 特別利益	1,821,000	0	1,821,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額	備 考
第1款 水道事業費用	13,549,308,000	13,344,084,680	205,223,320	
第1項 営業費用	8,111,656,000	7,951,765,735	159,890,265	(うち仮払消費税及び地方消費税 112,410,711円)
第2項 営業外費用	5,435,652,000	5,392,318,945	43,333,055	
第3項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	7,745,306,000	7,227,994,177	517,311,823	
第1項 企業債	4,014,000,000	3,799,000,000	215,000,000	
第2項 補助金	778,800,000	627,800,000	151,000,000	
第3項 出資金	2,375,155,000	2,224,155,000	151,000,000	
第4項 借入金	200,000,000	200,000,000	0	
第5項 負担金	5,000,000	5,000,000	0	
第6項 固定資産売却代金	68,273,000	70,095,000	1,822,000	(うち仮受消費税及び地方消費税 3,337,857円)
第7項 雑収入	304,078,000	301,944,177	2,133,823	(" 7,147,161円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
第1款 資本的支出	12,082,653,000	11,541,649,057	517,600,000	23,403,943	
第1項 建設改良費	5,185,645,000	4,644,643,076	517,600,000	23,401,924	(うち仮払消費税及び地方消費税 172,792,892円)
第2項 償還金	6,897,008,000	6,897,005,981	0	2,019	(" 40,641,375円)

工業用水道事業

1 事業の概況

北伊勢工業用水道事業は、四日市、北伊勢第1期、北伊勢第2期、北伊勢第3期及び北伊勢第4期事業をあわせて1日給水量79万660立方メートルの工業用水を北伊勢工業地帯へ、多度工業用水道事業は1日給水量1万立方メートルを桑名郡多度町内の工場へそれぞれ供給しています。

また、松阪工業用水道事業は、1日給水量3万8,500立方メートルを松阪臨海工業地帯へ、中伊勢工業用水道事業は、1日給水量2万1,850立方メートルを津市内の工場へそれぞれ供給しています。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

平成11年度決算の状況は、平成11年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成12年4月1日から

平成12年9月30日まで

(単位：円)

費		用		収		益	
科	目	金	額	科	目	金	額
営	業 費 用	2,504,542,766		営	業 収 益	3,551,719,074	
	原水及び浄水費	920,384,617			給 水 収 益	3,154,553,530	
	配 水 費	116,487,866			そ の 他 営 業 収 益	397,165,544	
	業 務 費	237,089,190					
	総 係 費	170,347,093					
	減 価 償 却 費	1,017,769,000					
	資 産 減 耗 費	42,465,000					
営	業 外 費 用	2,255,740,796		営	業 外 収 益	1,501,970,583	
	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	780,800,501			受 取 利 息	22,056,315	
	受 託 工 事 費	17,498,905			受 託 工 事 収 益	17,498,905	
	雑 支 出	1,457,441,390			雑 収 益	1,462,415,363	
	当 期 費 用 合 計	4,760,283,562					
	当 期 純 利 益	293,406,095					
合	計	5,053,689,657		合	計	5,053,689,657	

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成12年9月30日現在

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	123,617,375,734	固 定 負 債	26,147,228,373
有 形 固 定 資 産	97,954,858,840	引 当 金	2,810,826,417
無 形 固 定 資 産	18,550,316,982	そ の 他 固 定 負 債	23,336,401,956
投 資	7,112,199,912	流 動 負 債	608,562,459
流 動 資 産	1,917,867,824	未 払 金	18,664,496
現 金 預 金	1,028,978,957	そ の 他 流 動 負 債	589,897,963
未 収 金	597,060,787	負 債 合 計	26,755,790,832
貯 蔵 品	46,833,642	資 本 金	59,044,542,405
前 払 金	750,505	自 己 資 本 金	33,100,668,292
そ の 他 流 動 資 産	244,243,933	借 入 資 本 金	25,943,874,113
		剰 余 金	39,734,910,321
		資 本 剰 余 金	38,832,761,340
		利 益 剰 余 金	902,148,981
		(うち当期純利益)	(293,406,095)
		資 本 合 計	98,779,452,726
資 産 合 計	125,535,243,558	負 債 資 本 合 計	125,535,243,558

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 23,936,510,433円

別表 3

平成11年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 工業用水道事業収益	7,425,173,000	7,429,647,895	4,474,895	
第1項 営業収益	7,384,201,000	7,388,201,615	4,000,615	(うち仮受消費税及び地方消費税 351,726,131円)
第2項 営業外収益	38,990,000	39,394,913	404,913	(" 347,100円)
第3項 特別利益	1,982,000	2,051,367	69,367	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 工業用水道事業費用	6,704,750,000	6,630,742,571	74,007,429	
第1項 営業費用	4,830,711,000	4,799,827,217	30,883,783	(うち仮払消費税及び地方消費税 88,137,083円)
第2項 営業外費用	1,748,908,000	1,707,953,514	40,954,486	(" 252,550円)
第3項 特別損失	123,131,000	122,961,840	169,160	(" 3,743,587円)
第4項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	5,849,596,000	5,702,488,756	147,107,244	
第1項 企業債	2,577,000,000	2,465,000,000	112,000,000	
第2項 補助金	1,046,813,000	1,016,812,999	30,000,001	
第3項 出資金	1,996,678,000	1,996,678,974	974	
第4項 負担金	10,941,000	4,822,650	6,118,350	(うち仮受消費税及び地方消費税 229,650円)
第5項 雑収入	217,251,000	218,329,230	1,078,230	(" 5,007,180円)
第6項 固定資産売却代金	913,000	844,903	68,097	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	9,558,683,000	9,405,472,242	144,886,000	8,324,758	
第1項 建設改良費	5,377,576,000	5,224,386,393	144,886,000	8,303,607	(うち仮払消費税及び地方消費税 195,029,070円)
第2項 償還金	4,181,107,000	4,181,085,849	0	21,151	(" 57,020,521円)

電気事業

1 事業の概況

長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺、大和谷、蓮、青田及び比奈知の10発電所（最大出力9万7,800kW）の上半期供給電力量は、目標電力量2億1,972万6,000kWhに対し、1億4,632万9,547kWhの実績となりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

平成11年度決算の状況は、平成11年度三重県電気事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成12年4月1日から

平成12年9月30日まで

(単位：円)

費		用		収		益	
科	目	金	額	科	目	金	額
営	業 費 用	1,128,417,602		営	業 収 益	1,609,100,856	
	宮川第一水力 発 電 費	62,232,813			電 力 量	1,608,044,437	
	宮川第二水力 発 電 費	189,334,032			その他営業収益	1,056,419	
	宮川第三水力 発 電 費	60,378,644					
	長水力発電費	18,099,559					
	三瀬谷水力発電費	204,188,254					
	大杉貯水池費	91,948,000					
	青蓮寺水力発電費	12,286,139					
	大和谷水力発電費	94,182,533					
	蓮水力発電費	90,258,012					
	青田水力発電費	63,746,281					
	比奈知水力発電費	39,611,970					
	一般管理費	202,151,365					
財	務 費 用	261,649,511		財	務 収 益	4,579,672	
	支払利息及び 企業債取扱諸費	261,649,511			受 取 利 息	4,579,672	
営	業 外 費 用	22,260,880		営	業 外 収 益	25,048,423	
	受託事業費用	22,049,570			受託事業収益	22,049,570	
	雑 支 出	211,310			雑 収 益	2,998,853	
	当期費用合計	1,412,327,993					
	当期純利益	226,400,958					
合	計	1,638,728,951		合	計	1,638,728,951	

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

平成12年9月30日現在

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	19,892,073,725	固 定 負 債	526,435,028
宮川第一水力 発電設備	710,765,557	引 当 金	526,435,028
宮川第二水力 発電設備	850,247,946	流 動 負 債	331,526,639
宮川第三水力 発電設備	830,315,949	未 払 費 用	8,466,233
長水力発電設備	349,239,750	そ の 他 流 動 負 債	323,060,406
三瀬谷水力 発電設備	1,014,288,527	負 債 合 計	857,961,667
大杉貯水池	721,394,883	資 本 金	19,999,218,479
青蓮寺水力 発電設備	248,097,434	自 己 資 本 金	10,739,458,000
大和谷水力 発電設備	3,736,211,983	借 入 資 本 金	9,259,760,479
蓮水力発電設備	2,370,310,779	剰 余 金	3,033,311,467
青田水力発電設備	3,609,836,371	資 本 剰 余 金	1,860,787,959
比奈知水力 発電設備	1,662,073,273	利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	1,172,523,508 (226,400,958)
業 務 設 備	344,052,978	資 本 合 計	23,032,529,946
その他固定資産	3,445,238,295		
流 動 資 産	3,998,417,888		
現 金 預 金	3,568,466,129		
未 収 金	321,917,449		
貯 蔵 品	83,170		
前 払 金	854,067		
その他流動資産	107,097,073		
資 産 合 計	23,890,491,613	負 債 資 本 合 計	23,890,491,613

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 15,211,992,389円

別表 3

平成11年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 電気事業収益	3,539,854,000	3,515,148,967	24,705,033	(うち、仮受消費税及び地方消費税 161,676,764円)
第1項 営業収益	3,383,540,000	3,398,841,351	15,301,351	
第2項 財務収益	35,758,000	35,760,389	2,389	
第3項 営業外収益	120,556,000	80,547,227	40,008,773	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
第1款 電気事業費用	3,108,803,000	2,996,639,242	42,039,470	70,124,288	(うち、仮払消費税及び地方消費税 24,603,104円)
第1項 営業費用	2,336,552,000	2,276,532,194	0	60,019,806	
第2項 財務費用	543,948,000	543,439,077	0	508,923	
第3項 営業外費用	226,303,000	176,667,971	42,039,470	7,595,559	
第4項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	567,527,000	567,493,218	33,782	(うち、仮受消費税及び地方消費税 21,273円)
第1項 企業債	140,000,000	140,000,000	0	
第2項 補助金	30,875,000	30,839,000	36,000	
第3項 長期貸付金償還金	396,204,000	396,205,658	1,658	
第4項 雑収入	448,000	448,560	560	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考	
第1款 資本的支出	1,147,720,000	1,136,118,837	0	11,601,163	(うち、仮払消費税及び地方消費税 15,497,428円)	
第1項 建設改良費	365,671,000	361,309,858	0	4,361,142		
第2項 建設準備費	20,483,000	19,829,000	0	654,000		(" 508,397円)
第3項 償還金	461,566,000	454,979,979	0	6,586,021		
第4項 貸付金	300,000,000	300,000,000	0	0		

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成12年4月1日から同年9月30日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

1 業務の概況

三重県病院事業は、総合医療センター、こころの医療センター、一志病院及び志摩病院の4病院を運営し、県民の健康保持及び医療水準の向上に努めています。

平成12年度の業務予定量に対する平成12年9月30日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9月末実績
(1) 病床数	1,220床	1,220床
一般病床	720床	720床
精神病床	500床	500床
(2) 年間患者数		
入院	406,223人	195,206人
外来	559,917人	272,791人
(3) 1日平均患者数		
入院	1,113人	1,067人
外来	2,285人	2,182人
(4) 主要な建設改良事業		
県立総合医療センター整備事業	667,150千円	301,292千円
(5) 器械備品の購入	236,318千円	56,249千円

器械備品に関しては、総合医療センターの整備に伴う器械備品購入のほか、エックス線テレビ装置等の医療機械等の導入により医療機能の充実に努めています。

2 経理の状況

平成12年4月1日から同年9月30日までの経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 平成11年度決算の状況

収益的収入及び支出については、総収益178億2,295万3,043円、総費用194億4,644万3,396円となり、差引16億2,349万353円の純損失が生じました。

資本的収入及び支出については、資本的収入48億8,605万9,839円、資本的支出57億491万7,229円となり、差引8億1,885万7,390円の不足を生じました。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410万2,225円、繰越工事資金3億5,499万4,856円及び過年度分損益勘定留保資金4億5,976万309円で補てんしました。

別表 1

三重県病院事業 損益計算書

平成12年4月1日から
平成12年9月30日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
医業費用	8,273,004,890	医業収益	6,944,067,200
給与費	4,471,296,573	入院収益	4,840,818,864
材料費	1,627,281,703	外来収益	1,945,440,345
経費	1,069,366,506	その他医業収益	157,807,991
減価償却費	1,076,529,168		
資産減耗費	0		
研究研修費	28,530,940		
医業外費用	700,780,389	医業外収益	1,912,132,795
支払利息及び企業債取扱諸費	532,667,902	受取利息配当金	952,150
繰延勘定償却	35,161,883	他会計補助金	444,098,000
患者外給食費	891,181	補助金	0
雑損失	132,059,423	負担金	1,432,972,000
		その他医業外収益	34,110,645
		収益合計	8,856,199,995
		上半期純損失	117,585,284
合計	8,973,785,279	合計	8,973,785,279

別表 2

三重県病院事業 貸借対照表

平成12年9月30日現在

(単位 円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
固 定 資 産	32,583,050,508	固 定 負 債	1,641,232,000
有 形 固 定 資 産	32,411,691,496	他 会 計 借 入 金	1,641,232,000
土 地	3,546,624,208	流 動 負 債	758,137,379
建 物	24,728,781,565	未 払 金	703,135,903
構 築 物	1,701,624,837	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	5,905,617
器 械 備 品	2,404,651,940	そ の 他 流 動 負 債	49,095,859
車 両	4,413,451	負 債 合 計	2,399,369,379
建 設 仮 勘 定	25,595,495	資 本 金	34,915,379,642
無 形 固 定 資 産	171,359,012	自 己 資 本 金	556,955,147
電 話 加 入 権	3,729,089	借 入 資 本 金	34,358,424,495
そ の 他 無 形 固 定 資 産	167,629,923	企 業 債	28,236,737,155
流 動 資 産	5,261,306,680	他 会 計 借 入 金	6,121,687,340
現 金 預 金	1,477,581,308	剩 余 金	1,519,853,283
未 収 金	3,571,918,170	資 本 剩 余 金	17,095,305,040
貯 蔵 品	41,227,692	受 贈 財 産 評 価 額	108,062,272
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	補 助 金	4,666,613,824
前 払 費 用	2,660,800	負 担 金	12,242,435,483
前 払 金	164,918,710	そ の 他 資 本 金	78,193,461
繰 延 勘 定	990,245,116	剩 余 金	15,575,451,757
控 除 対 象 外 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	990,245,116	欠 損 金	15,457,866,473
		繰 越 欠 損 金 前 年 度 未 残 高	117,585,284
		上 半 期 純 損 失	36,435,232,925
		資 本 合 計	38,834,602,304
資 産 合 計	38,834,602,304	負 債 及 び 資 本 合 計	38,834,602,304

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 13,476,394,797円

次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第 5 条第 1 項の規定により公告します。

平成12年12月 8 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成12年11月28日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」

(2) 代表者の氏名

粉川 一郎

(3) 事務所の所在地

津市観音寺町445番地の 5

3 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる公益に関わる事業者が、その使命を達成する上で必要となる評価等の事業を行うことにより、あらゆる公益に関わる事業者の組織マネジメントの向上や事業の質的向上を支援し、もって、より良い市民社会の構築に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第 5 条第 1 項の規定により公告します。

平成12年12月 8 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成12年11月28日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 MC サポートセンター

(2) 代表者の氏名

松岡 典子

(3) 事務所の所在地

桑名市大字西別所302番地

3 定款に記載された目的

この法人は、母子の健全育成をサポートするため、女性と子どもに対して、体と心の育成の支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成12年12月 8 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

田口新田土地改良区（三重郡菰野町大字田光12番地）

退任理事

三重郡菰野町大字菰野2064番地の 1

服 部 忠 行

” ” 大字田口新田2312番地

山 本 清 一

” ” ” 218番地

館 本 茂

” ” ” 2209番地の 6

鈴 木 義 秋

” ” ” 1891番地の 2

鷲 田 実 由

” ” ” 2517番地

館 本 五 月

” ” ” 995番地の 1

萩 啓 司

” ” ” 1041番地

堀 田 伸 広

三重郡菰野町大字田口新田1906番地の1 退任監事	館 弘 己
三重郡菰野町大字田口新田446番地の1 " " " 2210番地	館 和 美 鈴 木 第 治
就任理事	
三重郡菰野町大字菰野2064番地の1	服 部 忠 行
" " 大字田口新田1355番地の1	館 幹 男
" " " 841番地	鈴 木 正 博
" " " 332番地	山 本 一 弥
" " " 1345番地	館 日 出 美
" " " 2546番地の1	山 本 信 彦
" " " 2524番地の2	萩 正 則
" " " 2209番地	鈴 木 浩
" " " 995番地の1	萩 啓 司
就任監事	
三重郡菰野町大字田口新田446番地の1	館 和 美
" " " 1044番地	館 哲 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、笠松井土地改良区（一志郡三雲町大字曾原618番地）の定款変更を平成12年12月5日認可しました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

十社土地改良区（員弁郡北勢町大字阿下喜2633番地）

員弁郡北勢町大字東貝野876番地1	安 田 悟
" " " 876番地2	安 田 由 男
" " " 1749番地	川 瀬 義 之
" " " 1415番地	佐 藤 豊
" " " 958番地	片 山 茂 樹
" " " 964番地2	安 田 和 英
" " " 3141番地	片 山 正 法
" " " 1002番地	片 山 好 勝
" " " 888番地	伊 藤 龍
" " " 65番地1	藤 田 敏 弘
" " 大字飯倉516番地	近 藤 由 典

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨、三重県土地改良事業団体連合会会長から通知がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 作業種類
ほ場整備事業に伴う農地の確定測量
- 2 作業期間
平成12年11月20日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
松阪市山室町地内

次のとおり、一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成12年度 国補港湾改修地方 第7281 - 分6号

鳥羽港（佐田浜地区） 国補港湾改修（地方）工事（中護岸地盤改良工その2）

(2) 工事場所

三重県鳥羽市鳥羽1丁目 地先

(3) 工事概要

延長 23.10m

サンドコンパクションパイル工 改良本数 151本 改良延長 5,275.5m

盛り上がり土撤去 2,557.0m³

(4) 工期

平成13年1月から同年3月（予定）（約60日間）

(5) 契約後V E方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事です。

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可。）を受審し、以下の要件を満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

三重県内に本店を有せず、支店、営業所、出張所等を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,250点以上で平成2年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。）として、本件工事と同種工事（海上でのサンドコンパクション工事、サンドドレ-ン工事又は深層混合処理工事をいいます。以下同じです。）の施工実績を有する者

三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,000点以上で平成2年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上で平成2年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工実績を有する者

三重県南勢志摩県民局管内の市町村に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が870点以上の者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 本件工事に特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格又はこれらと同等以上の資格を有すること。

イ 上記(2)で本件工事と同種の施工実績を要件とされた代表者及び構成員は、平成2年度以降（過去10年間）

に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工経験を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

- (6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2者とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、最低30%以上であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者であること。

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び設計図面並びに仕様書の配付等

入札説明書及び設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧及び配付します。

ア 閲覧期間及び配布期間

平成12年12月8日（金）から平成13年1月24日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 閲覧及び配付場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9
三重県南勢志摩県民局志摩建設部 総務グループ
電話 0599-43-5127

ウ 方法

入札説明書は無料
設計図書等は実費が必要

- (2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

同種工事の施工実績

2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し及び使用印鑑届並びに委任状

三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有することを証明する書類（三重県内の県税事務所が発行する法人県民税、法人事業税に係る納税証明書。ただし、三重県内の本店、支店、営業所、出張所等で三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者については、この提出を要しません。）

イ 申請書及び添付書類の提出期間

提出期間

平成12年12月8日（金）から同月18日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

提出場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9
三重県南勢志摩県民局志摩建設部 総務グループ
電話 0599-43-5127

提出方法

申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

入札日時

平成13年1月25日(木)午後1時30分(ただし、郵送(書留郵便に限ります。)による入札については平成13年1月24日(水)午後5時必着とします。)

入札場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鶴方3098-9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 志摩庁舎4階 市町村控室

電話 0599-43-5127

その他

本件工事に係る競争参加資格があることが確認された通知書(写しも可)を提示すること。

(4) 開札の日時及び場所

平成13年1月25日(木)午後1時30分

場所は上記(3)の に同じです。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(以下「会計規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除。

イ 契約保証金

納付。ただし、会計規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 詳細は入札説明書によります。

(9) 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(10) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 総務グループ(電話 0599-43-5127)

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成12年12月8日

三重県知事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

平成12年 11月9日	度会郡二見町大字松下1335ほか3筆	度会郡二見町大字江420 - 1 二見町長 辻 三千宣
平成12年 11月13日	伊勢市鹿海町字北岡653 - 1ほか2筆及び字 西浦1643 - 1ほか1筆	伊勢市鹿海町1477 - 1 庄建土地開発有限会社 代表取締役 中津光正

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、平成12年11月13日付けで、桑名市篠原東農住土地区画整理事業の換地処分を行った旨、桑名市篠原東農住組合から届出がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、平成12年11月13日付けで、桑名市篠原西農住土地区画整理事業の換地処分を行った旨、桑名市篠原西農住組合から届出がありました。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

平成12年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりです。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

「次」は、省略し、合格者名簿を三重県庁内の掲示板に掲示するとともに、各県民局建設部及び社団法人三重県建築士会に合格者名簿を備え置いて縦覧に供します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成12年12月8日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名（購入物品及び数量）

いなべ総合学園高等学校LANシステム設備工事（ネットワーク機器類の購入 8項目12種類）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成13年3月21日（水）

(4) 納入場所

三重県いなべ総合学園高等学校

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者でなければなりません。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第3項及び第60条の2第4項の規定による入札参加者名簿に登録されていることが必要です。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者でなければなりません。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気通信工事の特定建設業者でなければなりません。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの証明書等を平成13年1月11日（木）午後5時までに次の(1)の場所に提出しなければなりません。

提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札の参加対象者となります。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2箇年の間に国(公社及び公団を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し納入した実績を有する証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有する機能及び定価証明書
- (4) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

4 入札手続に関する事項

- (1) 入札担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局総務課教育施設・助成グループ 担当 笠井
電話 059-224-2950
- (2) 入札説明書(仕様書)の交付
場所 三重県教育委員会事務局学校教育課企画・改革グループ 担当 岩間
電話 059-224-2947
期間 平成12年12月11日(月)から平成13年1月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)配布します。
- (3) 入札説明会
入札説明会への参加は、自由です。
日時 平成12年12月18日(月) 午前10時30分から
場所 三重県津市栄町1丁目 三重県県民サービスセンター入札室
- (4) 入札の日時及び場所
日時 平成13年1月18日(木) 午後1時30分
場所 三重県津市栄町1丁目 吉田山会館206会議室
- (5) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 4の(4)に同じです。
- (6) 契約条項を示す場所
4の(1)に同じです。
- (7) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又は代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には入札前に委任状を提出するものとします。
イ 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。
ウ 入札保証金
入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
エ 契約保証金
契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
オ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。
カ 入札の無効
本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。
キ 郵送による入札は認めません。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否
契約書を作成します。
- (2) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことが出来ないときは、入札を中止します。

正 誤

平成12年12月1日付け三重県公報第1221号の目次中

ページ	行	誤	正
1	19	道路保全課	道路整備課

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）
1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成12年12月8日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862